資料１

大阪府子ども施策審議会規則

（趣旨）

第一条　この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第二条の規定に基づき、大阪府子ども施策審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第二条　審議会は、知事の諮問に応じて、大阪府附属機関条例第一条に掲げる当該担任事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

（組織）

第三条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

３　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二一規則六六・一部改正）

（専門委員）

第四条　審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

２　専門委員は、知事が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第五条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第六条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第七条　審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に属する委員等は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

５　前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（報酬）
第八条　委員等の報酬の額は、日額一万七百円とする。
２　前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
３　委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。
（費用弁償）
第九条　委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。
２　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
３　前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。
（平二〇規則七〇・一部改正）
（支給方法）
第十条　委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この規則に定めがない事項については、常勤の職員の例による。
（庶務）
第十一条　審議会の庶務は、福祉部において行う。
（平二一規則一〇・一部改正）
（委任）
第十二条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（平成二〇年規則第七〇号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附　則（平成二一年規則第一〇号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附　則（平成二一年規則第六六号）

（施行期日）
１　この規則は、平成二十一年七月六日から施行する。
（委員の任期に関する特例）
２　この規則の施行の日の翌日から平成二十三年七月五日までの間に改正後の大阪府子ども施策審議会規則第三条第二項の規定により任命される大阪府子ども施策審議会の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十三年七月五日までとする。

※なお、大阪府原子炉問題審議会等の委員等の報酬の特例に関する規則により、平成20年8月1日から平成23年3月31日までの間、報酬額は10,400円に変更されております。